○外務省告示第二十四号

中華人民共和国政府は、「千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定」を香港特別行政区に適用する旨を平成二十四年十一月二十二日に世界知的所有権機関事務局長に通告した。よって、同協定は、その第十三条の規定に従い、平成二十五年二月二十七日に同地域について効力を生ずる。

（平成二十四年十一月二十七日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十五年一月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県日田市中津江村合瀬字児塔一七一八の二、字高迫二五六四の一、二五六四の四、二五六四の五、字釘尾二五八七、二五七〇、二五七六（次の図に示す部分に限る。）、二五七八、二五八九、字笙竹二五九七、二五九八の一、二六〇五の一、字石場田二六〇九の一から二六〇九の四まで、二六一〇の一、二六一〇の二、二六一二、二六一四・二六一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二六一七の二、二六一七の四、二六一七の五、二六一七の七（次の図に示す部分に限る。）、二六一八の一、二六二一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字児塔一七一八の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年一月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十八号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年一月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十九号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、平成十七年三月十八日農林水産省告示第五百十六号（動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年一月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

「牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢―粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン	761,500	450,900	35	29
「牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢―粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン	761,500	450,900	29	29
を	2	2	2	2
「牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢―粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン	761,500	450,900	35	29
「牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢―粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン	1,549,700	507,200	41	27
に、	2	2	2	2
「イリドウイルス病不活化ワクチン	302,100	20,300	11	9
を	2	2	2	2
「イリドウイルス病不活化ワクチン	302,100	20,300	11	9
「イリドウイルス病（油性アジュバント加）不活化ワクチン	417,100	20,300	11	9
に、	2	2	2	2
「イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン	862,200	20,300	11	11
を	2	2	2	2
「イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン	862,200	20,300	11	11
「イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症・類結節症混合(多糖アジュバント加)不活化ワクチン	979,000	20,300	12	11
に	2	2	2	2
「炭疽生ワクチン（シード）	2,200	22,200	2	2
「炭疽生ワクチン（シードロット製剤）の部中				
「炭疽生ワクチン（シード）	2,200	22,200	2	2
マンヘミア・ヘモリチカ（1型）感染症不活化ワクチン（油性アジュバント加溶解用液）（シード）	212,900	20,300	11	11
を	2	2	2	2
「炭疽生ワクチン（シード）	2,200	22,200	2	2
「犬レプトスピラ病（カニコーラ・イクテロヘモラジー・グリッポチフォーサ・ポモナ）不活化ワクチン（アジュバント加溶解用液）（シード）	28,400	20,300	37	5
に、	2	2	2	2
「犬レプトスピラ病（カニコーラ・イクテロヘモラジー・グリッポチフォーサ・ポモナ）不活化ワクチン（アジュバント加溶解用液）（シード）	28,400	20,300	37	
を	2	2	2	